

農業用ハウス等における 暖房機用重油の流出事故に ご注意ください！

◆油流出事故とは

漏れた油が、川に流出したり、土壤に浸透したりして、環境を汚染する事故をいいます。

◆事故を起こすと、使用者は・・・

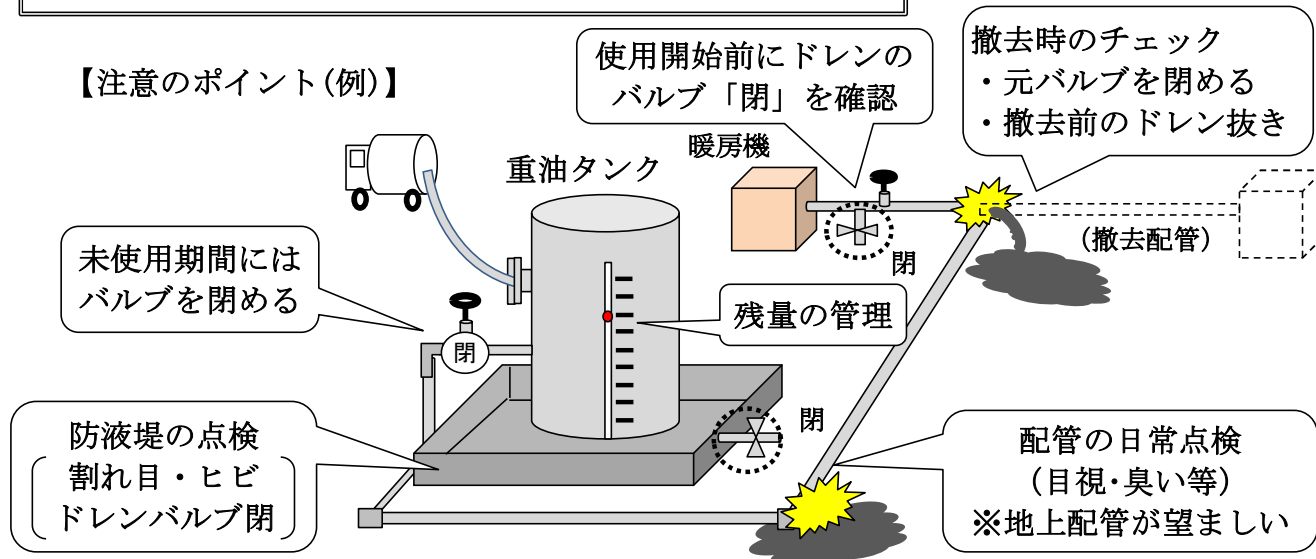
流出した油の回収に
大きな出費と手間がかかる！

水道の取水や漁業に
大きな被害が出ることも！

◇油流出事故を起こさないためには・・・？

日々リスクを想定した注意・管理が必要です。

【注意のポイント(例)】

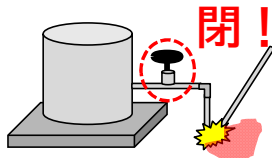


- ①配管漏れに注意！（日常点検、古い配管は更新）
- ②暖房機の使用開始・撤去前には、もう一度点検を！（ドレンバルブの閉め忘れ、配管撤去時の端末閉鎖）

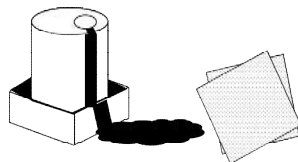
応急措置の実施について

油流出事故を起こしてしまった時には、直ちに流出防止のための「応急措置」と「事故の連絡」を行って下さい。

◇発生源を止める
(バルブの閉止など)



◇回収する
(吸着マットなど)



◇流下を防ぐ
(オイルフェンスなど)



油流出事故発生時の連絡先について

管轄する県民事務所等、または政令市の環境担当課にご連絡ください。

※水質汚濁防止法における政令市（名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市）

工場又は事業場の所在地	連絡先、郵便番号、住所、電話番号
豊川市、蒲郡市、田原市	東三河総局 県民環境部 環境保全課 〒440-8515 豊橋市八町通5-4 TEL：0532-54-5111(代表)
新城市、設楽町、東栄町、豊根村	東三河総局 新城設楽振興事務所 環境保全課 〒441-1365 新城市字石名号20-1 TEL：0536-23-2111(代表)
瀬戸市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市 尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市 清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町 豊山町、大口町、扶桑町	尾張県民事務所 環境保全課 〒460-8512 名古屋市中区三の丸2-6-1 TEL：052-961-7211(代表)
津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町 蟹江町、飛島村	海部県民事務所 環境保全課 〒496-8531 津島市西柳原町1-14 TEL：0567-24-2111(代表)
半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市 阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町 武豊町	知多県民事務所 環境保全課 〒475-8501 半田市出口町1-36 TEL：0569-21-8111(代表)
碧南市、刈谷市、安城市、西尾市 知立市、高浜市、幸田町	西三河県民事務所 環境保全課 〒444-8551 岡崎市明大寺本町1-4 TEL：0564-23-1211(代表)
みよし市	西三河県民事務所 豊田加茂環境保全課 〒471-8503 豊田市元城町4-45 TEL：0565-32-7494